

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
洲本市	小路谷	令和3年3月	令和5年2月9日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.8 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	14.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0 ha
<p>(備考)</p> <p>中心経営体3戸で水稲後に玉葱・白菜・キャベツ等の作付け拡大。          中心経営体2戸でピーマンの作付拡大。          ※地区耕作面積はアンケート集計結果より算出。</p>	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者不足:将来的には放棄田も出る可能性があるにも関わらず、中心経営体への移行する気持ちが無い。</li> <li>・排水不良:粘土質で排水が悪く、水稲以外の作物が作れない。</li> <li>・池の管理:ため池が多いため、管理しきれない。</li> <li>・獣害対策:猪や鹿による農作物の被害が年々増えてきている。</li> <li>・鳥害対策:水稲は8～9月スズメが大量に飛来し収量減となるし、野菜は1～2月ヒヨドリによる食害で出荷不能となる。</li> </ul>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水稻を中心とした経営が行われており、高齢化や兼業化が進んでいるが、現状は少なくとも維持していく。今後、耕作放棄地が増えていくなれば、後継者や60歳以下の中心経営体への農地集約を進めていく。農会を通じて耕作放棄地の防止を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・白菜	1.4 ha	水稻・白菜・キャベツ	2.3 ha	作業請負を増やす
	B	水稻・ピーマン	0.95 ha	水稻・ピーマン・ブロッコリー	1 ha	野菜中心の作付け増
	C	水稻	1 ha	水稻・ピーマン・玉葱	1.6 ha	野菜中心の作付け移行
認農	D	水稻・繁殖和牛	1 ha	水稻・繁殖和牛	1 ha	繁殖和牛の増
認農	E	水稻・繁殖和牛	1 ha	水稻・繁殖和牛	1 ha	繁殖和牛の増
	F	水稻	1 ha	水稻・キャベツ	1.5 ha	新規に野菜生産
			ha		ha	
			ha		ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

集落の大半が中心経営体への集積や集落営農組合の立ち上げに対して難色を示している。5年後・10年後には耕作放棄田が増えることは確実であることから、洲本市を交えるなどして、農地集積の必要性を集落の農家に伝えていきたい。

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	(管理者)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
			貸付け	作業委託	売渡
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計	0		